

おかげさまで 開業16周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2024年9月号

今年もなんとか猛暑日の多い7月8月を乗り切りましたね。残暑は厳しくなる見通しのようですが、台風も心配ですね。8月の下旬に発生した台風10号はこれまでと違った遅い動きで交通機関が乱れ、物流や人の移動にも大きな影響が出たようですね。これから台風シーズンに入るので、台風情報はこまめにチェックしていくとともに、気象知識もしっかりと持っていた方がよさそうですね。

ところで、パリ・オリンピックはメダルラッシュで大いに盛り上がりましたね。メダルを獲得した選手だけでなく、自らの人生をかけて努力し、いろいろな人の想いを背負って世界最高峰の舞台で挑戦した選手たちに心から拍手ですね。

9月のトピックス

- ・ 令和6年度東京都の最低賃金について
- ・ 出産費用への保険適用について
- ・ 障害年金の未納者への特例措置延長について

令和6年度東京都の最低賃金について

東京労働局長から東京地方最低賃金審議会に対し、現行の最低賃金の時間額1,113円を50円引上げ（引上げ率4.49%）で、1,163円に改正することが適当である旨の答申を行いました。これを受けて、東京労働局長は東京都の最低賃金を1,163円と決定しました。10月1日から適用されます。

出産費用への保険適用について

政府は、出産費用への公的医療保険の適用について、医療機関の診療報酬を原則「50万円以内」とし、妊婦の自己負担をゼロとしたうえで、50万円から出産費用を差し引いた額を、一時金として支給する方向で検討しています。現行の出産一時金は50万円を下回れば妊婦の手元に差額が残る仕組みとなっており、制度変更の前後で不公平感が出ないようにされます。2026年度の適用を目指しています。

障害年金の未納者への特例措置延長について

厚労省は、2026年3月末までとなっている障害年金の特例措置について、10年間の延長を2025年の年金制度改革に盛り込む方針を固めました。この措置は、障害の原因となった病気等に係る初診の月の前々月までの1年間で年金保険料の未納がなければ、過去に長期滞納があった場合でも受給できるということです。

地引労務管理事務所

東京都小平市美園町 2-21-15-204

E-MAIL: jibiki@jibiro.info

URL: <http://jibiro.info/>

TEL/FAX: 042-343-1363

移動オフィス: 090-2907-3545